



兵労発基 0719 第 1 号
令和 6 年 7 月 19 日

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅野 巨利 殿

兵庫労働局長
赤松 俊彦

兵庫県塗料製造業最低賃金ほか 6 件の改正決定の
必要性の有無及び改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり、下記 1 から 7 の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

また、貴会における審議の結果、下記の最低賃金のうち、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した最低賃金の改正決定について、法第 15 条第 2 項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 兵庫県塗料製造業最低賃金（平成 20 年兵庫労働局最低賃金公示第 5 号）
- 2 兵庫県鉄鋼業最低賃金（平成 20 年兵庫労働局最低賃金公示第 6 号）
- 3 兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年兵庫労働局最低賃金公示第 7 号）
- 4 兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年兵庫労働局最低賃金公示第 10 号）
- 5 兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年兵庫労働局最低賃金公示第 4 号）
- 6 兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金（平成 20 年兵庫労働局最低賃金公示第 3 号）
- 7 兵庫県自動車小売業最低賃金（平成 20 年兵庫労働局最低賃金公示第 2 号）